

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣
と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（抄）
（平成十八年八月四日）

（／文部科学省／厚生労働省／告示第一号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規
定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及
び運営に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から施行する。

第二 職員配置

- 一 認定こども園には、満一歳に満たない子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上の子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない子どものうち保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね三十人につき一人以上の保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。
- 二 満三歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数は三十五人以下を原則とする。

第七 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、次の一から三までに掲げる点に留意して実施されなければならない。

- 一 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- 二 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週三日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 三 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを

支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。